

# 中華人民共和国認証認可条例

2003年9月3日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 中華人民共和國認證認可條例

(2003年9月3日中華人民共和國國務院令 第390號公布)

## 第1章 總則

第1條 認證認可活動を規範化させ、製品、サービスの質と管理水準を引き上げ、経済と社会の発展を促進するために、本条例を制定する。

第2條 本条例における認証とは、製品、サービス、管理システムが関連技術の規定、関連技術規定の強制的要求または標準に符合することを証明する認証機関が行う合格評定活動を指す。

本条例における認可とは、認証機関、検査機関、実験室及び評価、審査などの認証活動に従事する人々の能力と操業資格を承認する認可機関が行う合格評定活動を指す。

第3條 中華人民共和國国内で認証認可活動に従事するにあたり、本条例を遵守しなければならない。

第4條 国家は統一の認証認可監督管理制度を実施する。

国家は認証認可活動に対し、國務院認証認可監督管理部門の統一した管理、監督と総合協調の基で、各関係方面が共同で実施する方式を取る。

第5條 國務院の認証認可監督管理部門は法により認証教育研修機関、認証技術指導機関の活動に対して監督管理を強めなければならない。

第6條 認証認可活動は客観独立、公開公正、誠実信用の原則に従わなければならない。

第7條 国家は平等互惠の原則に従った上の国際間の認証認可活動を奨励する。国際間の認証認可活動は国家の安全と社会の公共利益を損ねてはならない。

第8條 認証認可活動に従事する機関とそのスタッフは、国家機密と商業秘密に対して守密義務がある。

## 第2章 認証機関

第9條 認証機関を設立するにあたり、國務院認証認可監督管理部門の許可を得なければならない。且つ法により法人資格を取得してはじめて、許可範囲内で認証活動を行うことができる。

如何なる法人あるいは個人であっても許可なしに認証活動を行ってはならない。

第10條 認証機関を設立するには、次の条件を具備しなければならない。

- (1) 固定的な場所と必要な施設がある。
- (2) 認証認可が要求する管理制度がある。
- (3) 登録資本金は人民币 (RMB) 300 万元以下ではない。

(4) 10名以上の関連分野の専門認証スタッフを有する。

製品の認証活動に従事する認証機関は、また関連製品の認証活動に必要な検査と検定技術などの能力を具えなければならない。

第11条 外資系認証機関を設立するには、本条例第10条所定の条件のほか、次の条件を具えなければならない。

(1) 外国側の投資者は所在国または所在地区の認証機関から認可を受けていなければならない。

(2) 外国側は3年以上の認証活動の経験がなければならない。

外資系認証機関の設立申請、認可と登録は外国資本投資の関連法律、行政規定と国家の関連規定に従って取り扱う。

第12条 認証機関設立の申請と許可の手順は次の通り。

(1) 認証機関設立の申請人は国務院認証認可監督管理部門に書面申請し、本条例第10条所定の条件を具えた証明書類を提出する。

(2) 国務院認証認可監督管理部門は認証機関設立の申請を受理した日から90日以内に許可或いは不許可を決定しなければならない。国務院関連部門の管轄に及んだ場合、国務院関連部門の意見を求めなければならない。許可する場合は申請人に許可書類を発行し、不許可の場合は書面で申請人に知らせ、理由を説明する。

(3) 申請人は国務院認証認可監督管理部門から受領した許可書類に従い、法により登録の手続きをする。

国務院認証認可監督管理部門は法により設立した認証機関のリストを公表しなければならない。

第13条 海外認証機関は中華人民共和国国内で代行機関を設立するにあたり、許可を得なければならない。且つ工商行政管理部門で法による登録の手続きをしてはじめて、上級機関の業務と関連する活動を進めることができるが、認証活動を行ってはならない。

中華人民共和国国内での海外認証機関代行機関の設立申請、許可と登録は外国資本投資に関連する法律、行政規定と国家の関連規定に従って取り扱う。

第14条 認証機関は行政機関と利益関係を持ってはならない。

認証機関は客観公正の認証活動に影響を及ぼす可能性のある如何なる経済援助を受けず、客観公正の認証活動に影響を及ぼす可能性のある製品開発、販売などの活動に従事してはならない。

認証機関は認証依頼人と資産、管理面の利益関係を持ってはならない。

第15条 認証機関の認証担当者は1カ所の認証機関でのみ認証活動を行うことができ、同時に2カ所以上の認証機関で認証活動を行ってはならない。

第16条 証明の効力があるデータと結果を社会に出す検査機関、実験室は関連法律、行政規定所定の基本条件と機能を具えなければならない。且つ法により認定を受けてはじめて、関連活動に従事することができ、認定の結果は国務院認証認可監督管理部門により公表される。

### 第3章 認証

第17条 国家は経済と社会の発展の需要により、製品、サービス、管理システムの認証を推進する。

第18条 認証機関は認証の基本規定、認証規則に従って認証活動を進めなければならない。認証の基本規定、認証規則は国務院認証認可監督管理部門により制定する。国務院の関連部門の管轄に及んだ場合、国務院認証認可監督管理部門は国務院の関連部門と協同して制定する。

新しい分野の認証をするにあたり、前項所定の部門が未だ認証規則を制定していない場合、認証機関は自ら認証規則を制定することができ、且つそれを国務院認証認可監督管理部門に報告してそれを記録に書き留める。

第19条 如何なる法人、組織または個人であっても自由意志で製品、サービス、管理システムの認証を法により設立した認証機関に依頼することができる。

第20条 認証機関は依頼人が認証の技術指導または認証の教育研修に参加しなかったことを理由に、該認証機関業務範囲内の認証サービスの提供を拒絶したり、依頼人に認証活動と関係がない要求または制限条件を提示したりしてはならない。

第21条 認証機関は認証の基本規定、認証規則、料金徴収基準などの情報を公示しなければならない。

第22条 認証機関及び認証と関連する検査機関、実験室は認証及び認証と関連する検査、検定の活動を行うにあたり、認証の基本規定、認証規則所定の手順を完成しなければならない。完全・客観・真実の認証、検査、検定を確実に行う。手順を増減させたりおろそかにしたりしてはならない。

認証機関及び認証と関連する検査機関、実験室は認証、検査、検定の手順に対して完全な記録を残し、それを書類として保存しなければならない。

第23条 認証機関とその認証担当者は迅速に認証の結論を下し、且つ認証の結論は客観的で真実であることを保証しなければならない。認証結論は認証担当者が署名した後に認証機関の責任者が署名する。

認証機関とその認証担当者は認証の結果に責任を負う。

第24条 製品、サービス、管理システムの認証結論が認証の要求と一致した場合、認証機関は迅速に認証証書を依頼人に発行しなければならない。

第25条 認証証書を得た場合、認証範囲内に認証証書と認証標識を使用しなければならない。製品、サービス認証証書、認証標識と関連文字、符号を利用して、その管理システムが認証を得ているかの様に公共に示唆してはならず、管理システム認証証書、認証標識と関連文字、符号を利用して、その製品、サービスが認証を得ているかの様に公共に示唆してはならない。

第 26 条 認証機関は自ら認証標識を制定することができ、且つ国務院認証認可監督管理部門に報告してそれを記録に書き留める。

認証機関が自ら制定する認証標識の様式、文字と名称は法律、行政規定に違反してはならず、国家が推進する認証標識と同様または近似してはならず、社会の管理を妨げてはならず、社会の道徳気風を損ねてはならない。

第 27 条 認証機関はその認証した製品、サービス、管理システムに対して効果的な追跡調査を実施しなければならない。認証した製品、サービス、管理システムが認証の要件を持続的に充足していけない場合、認証機関は認証証書の使用を中止させるかそれを撤回し、且つそれを公示する。

第 28 条 国家の安全を守り、詐欺行為を防ぎ、健康または安全を守り、動・植物の生命または健康を守り、環境を保護するために関連製品が認証を得なければならない国家の規定がある場合、認証を経て認証標識をつけてはじめて、それを出荷、販売、輸出またはその他の経済活動に使用することができる。

第 29 条 国家は認証を経なければならない製品に対し、製品目録、技術規定を統一する強制的な要求を実施し、標準と合格評定手順を統一し、標識、料金徴収基準を統一する。

統一製品目録（以下、目録と略称する）は国務院認証認可監督管理部門が国務院の関連部門と協同して制定・調整し、国務院認証認可監督管理部門が公布し、且つ関連部門と共同でそれを実施する。

第 30 条 目録に書き入れられた製品は国務院認証認可監督管理部門指定の認証機関の認証を経なければならない。

目録に書き入れられた製品の認証標識は国務院認証認可監督管理部門が統一して規定する。

第 31 条 目録に書き入れられた製品が、輸出入商品検査目録に含まれた場合、輸出入商品の検査時に検査の手続きを簡略化しなければならない。

第 32 条 国務院認証認可監督管理部門指定の、目録に書き入れられた製品の認証活動に従事する認証機関及び認証と関連する検査機関、実験室（以下、認証機関、検査機関、実験室と略称する）は、長期にわたって関連業務に従事し、不良記録がなく、且つ本条例の規定により認可を受け、関連認証活動に従事する機能を具える機関でなければならない。国務院認証認可監督管理部門は目録に書き入れられた製品の認証活動に従事する認証機関を指定するにあたり、目録に書き入れられた個々の製品分野に少なくとも 2 ヶ所の本条例所定の条件に符合する機関を確実に指定しなければならない。

国務院認証認可監督管理部門は前款所定の認証機関、検査機関、実験室を指定するにあたり、予め関連情報を公布し、且つ関連分野で一致して認める専門家を組織して専門家評価委員会を設け、前項所定の要求に符合する認証機関、検査機関、実験室に対して評価・審査を行わなければならない。評価・審査を経て国務院の関連部門の意見を求めた後、資源の合理的運用、公平競争と有効の原則を踏まえて、発表した時間内に決定する。

第 33 条 国務院認証認可監督管理部門は指定した認証機関、検査機関、実験室のリス

ト及び指定した業務範囲を公表しなければならない。

指定なしに、如何なる機関であっても、目録に書き入れられた製品の認証及び認証と関連する検査、検定活動に従事してはならない。

第 34 条 目録に書き入れられた製品の生産者または販売者、輸入業者はいずれも自由意志で指定認証機関に認証を依頼することができる。

第 35 条 指定の認証機関、検査機関、実験室は指定された業務範囲内で依頼人に便宜を提供し、認証、検査、検定のサービスを迅速に行わなければならない、遅らせたり差別したり、困らせたり不当な利益を享受してはならない。

指定の認証機関は指定認証業務を他の機関に譲渡してはならない。

第 36 条 指定の認証機関、検査機関、実験室は国際認証活動を行うにあたり、国務院認証認可監督管理部門または権限を受けた国務院の関連部門が調印した国際相互認可協議の枠内で進めなければならない。

#### 第 4 章 認可

第 37 条 国務院認証認可監督管理部門が認定した認可機関（以下、認可機関と略称する）は独自で認可活動を行う。

国務院認証認可監督管理部門が認定した認可機関を除けば、如何なる部門であっても直接または別の形で認可活動に従事してはならない。他の部門が直接または変則的に認可活動に従事した場合、その認可は無効とする。

第 38 条 認証機関、検査機関、実験室は認可機関の認可を通じて、その認証、検査、検定の能力が持続、安定的に認可の条件に適合していることを保証することができる。

第 39 条 評価・審査、再審査などの認証活動に従事する人々は、認可機関に登録してはじめて、相応の認証活動に従事することができる。

第 40 条 認可機関はその認可範囲と相応の品質管理システムを具備し、且つ内部の審査制度を設けなければならない、これをもって品質管理システムの効果的な実施を保証する。

第 41 条 認可機関は必要により、認可の評価・審査活動に従事する人員を募集することができる。認可の評価・審査活動に従事する人々は関連分野で一致して認める専門家であるなければならない、関連法律、行政規定及び認可の規則と手順を熟知し、評価・審査に必要とする道徳と品性、専門知識と業務能力を具備しなければならない。

第 42 条 認可機関は認可と関連する具体的な評価・審査業務を他人に依頼するに場合、評価・認可の結論に責任を負う。

第 43 条 認可機関は認可条件、認可手順、料金徴収基準などの情報を公示しなければならない。

認可機関は認可の申請を受理するにあたり、認可活動と無関係な要求または制限条件を

申請人に提出してはならない。

第 44 条 認可機関は発表した時間内に、国家標準と国務院認証認可監督管理部門の規定に従って、認証機関、検査機関、実験室に対する評価・審査を終え、認可、不認可の決定を下さなければならない。認可の過程に対しては完全な記録を残し、それを書類として保存しなければならない。認可機関は認可の客観公正と完全有効を確実に保証し、且つ認可の決定に対して責任を負わなければならない。

認可機関は認可をした認証機関、検査機関、実験室に認可証書を発行し、且つ認可を受けた認証機関、検査機関、実験室のリストを公表しなければならない。

第 45 条 認可機関は国家の標準と国務院認証認可監督管理部門の規定により、評価、審査、再審査などの認証活動に従事する人員に対して考査を行わなければならない。考査に合格したものには登録を許可する。

第 46 条 認可証書は認可範囲、認可標準、認可分野と有効期限を含まなければならない。認可証書の書式と認可標識の様式は国務院認証認可監督管理部門の認可を得なければならない。

第 47 条 認可を得た機関は認可された範囲内で認可証書と認可標識を使用しなければならない。認可を得た機関が認可証書と認可標識を不当に使用した場合、認可機関はその認可証書の使用を中止させるかそれを撤回し、且つそれを公表する。

第 48 条 認可機関は認可を得た機関と人員に対して有効な追跡監督を行い、定期的に認可を得た機関に対して再評価・再審査をしなければならない。これを以って其の機関が持続的に認可の条件に適合していることを検証する。認可を得た機関と人員が認可の条件に適合しない場合、認可機関は認可を撤回してそれを公表する。

認可を得た機関の従業員と主要責任者、施設、自ら制定した認証規則及び認可の条件に関連する状況が変化した場合に、速やかに認可機関に通知しなければならない。

第 49 条 認可機関は客観公正の認可活動に影響を及ぼす可能性がある如何なる経済的援助も受けてはならない。

第 50 条 国内の認証機関、検査機関、実験室は海外の認可機関から認可を受けた場合、国務院認証認可監督管理部門に報告しなければならない。

## 第 5 章 監督と管理

第 51 条 国務院認証認可監督管理部門は同業者に依る評議会を組織し、認証を求める企業に意見を聞き、認証の活動と認証の結果に対して抽出調査を行い、認証機関および認証に関連する検査機関、実験室に業務活動の状況を報告させ、本条例の順守状況に対して監督を行うことができる。

本条例を違反した行為がある場合、速やかにそれを処置しなければならない。国務院の関連部門の管轄に及んだ場合、遅滞なく関連部門に通知しなければならない。

第 52 条 国務院認証認可監督管理部門は指定認証機関、検査機関、実験室に重点を置いて監督をしなければならず、その認証、検査、検定の活動に対して定期または不定期に検査をしなければならない。指定認証機関、検査機関、実験室は定期的に国務院認証認可監督管理部門に報告書を提出し、且つ報告の信頼性に責任を負わなければならない。報告は目録に書き入れられた製品の認証、検査、検定の活動に従事する状況に対して説明しなければならない。

第 53 条 認可機関は定期的に国務院認証認可監督管理部門に報告書を提出し、且つ報告の信頼性に責任を負わなければならない。報告は認可機関の認可制度を執行する状況、認可活動に従事する状況、従業員の業務状況について説明しなければならない。

国務院認証認可監督管理部門は認可機関の報告に対して評価を行わなければならない、かつ認可活動の書類資料を検閲し、関係者に事情を調べるなどの方式をもって、認可機関に対して監督を実施する。

第 54 条 国務院認証認可監督管理部門は認証認可の監督と管理の必要から、関係事項について、認可機関、認証機関、検査機関、実験室の主要責任者に事情を聴取、訓戒を与えることができ、関係者は積極的に協力しなければならない。

第 55 条 省、自治区、直轄市人民政府品質技術監督部門と国務院品質監督検査検疫部門が地方に設置した出入国検査検疫機関は、国務院認証認可監督管理部門から受けた権限範囲内に於て、本条例の規定により認証活動に対して監督と管理を実施する。

国務院認証認可監督管理部門から権限を受けた省、自治区、直轄市人民政府品質技術監督部門と国務院品質監督検査検疫部門が地方に設置した出入国検査検疫機関は地方認証監督管理部門と総称する。

第 56 条 如何なる法人あるいは個人であっても、違法行為に対して、国務院認証認可監督管理部門と地方認証監督管理部門はそれを摘発する権限有する。国務院認証認可監督管理部門と地方認証監督管理部門は速やかにそれを処理し、且つ摘発人のための秘密を保持しなければならない。

## 第 6 章 法律責任

第 57 条 許可なしに認証活動を行うものに対しては、それを取り締まり、10 万元以上 50 万元以下の罰金を課する。違法所得がある場合は、それを没収する。

第 58 条 海外の認証機関が許可なしに中華人民共和国国内で設立した代行機関に対しては、それを取り締まり、5 万元以上 20 万元以下の罰金を課する。

許可を得ずに設立した海外の認証機関の代行機関が中華人民共和国国内で認証活動をした場合は、責任をもってそれを是正させ、10 万元以上 50 万元以下の罰金を課する。違法所得がある場合は違法所得を没収する。情状が重いものに対しては認可書類を撤回してそれを公表する。

第 59 条 認証機関は認証の客観公平性に影響を及ぼす可能性がある経済的援助を受け、または認証活動の客観公平性に影響を及ぼす可能性がある製品開発、販売などの活動

に従事する。または認証依頼人との間に資産、管理面の利益関係が存在する場合、責任をもって休業・清算をさせる。情状が重い場合は、認可書類を撤回してそれを公表する。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。犯罪に至った場合は、法により刑事責任を追究する。

第 60 条 認証機関に次の 1 項がある場合、責任をもってそれを是正させ、5 万元以上 20 万元以下の罰金を課する。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。情状が重い場合は、責任をもって休業・清算させ、更には認可書類を撤回してそれを公表する。

(1) 許可範囲を超えて認証活動に従事した。

(2) 認証の基本規範、認証規則所定の手順を増減させた、或いはおろそかにした。

(3) 認証した製品、サービス、管理システムに対して有効な追跡調査をせず、またはその認証した製品、サービス、管理システムが認証の要件と持続的に適合させていけないことを認識したにも拘らず、速やかにその認証証書の使用を中止せず、またはそれを撤回して公表しなかった。

(4) 認可を受けていない認可機関に登録した人を募集して認証活動に従事させた。

認証と関連する検査機関、実験室が認証の基本規範、認証規則所定の手順を増減させ或いはおろそかにした場合は、前項の規定により処罰する。

第 61 条 認証機関に次の状況の 1 項がある場合、責任をもって期限を切ってそれを是正させる。期限が過ぎてなお是正しなかった場合は、2 万元以上 10 万元以下の罰金を課する。

(1) 依頼人が認証の技術指導または認証教育研修に参加しなかったことを理由に、本認証機関業務範囲内の認証サービスの提供を拒絶した、または認証活動と関係のない、或いは制限条件を依頼人に要求した。

(2) 自ら制定した認証標識、文字と名称が国家が推進する認証標識と同様または近似し、または社会の管理を妨げ、または社会の道德気風を損ねた。

(3) 認証規範、認証規則、料金徴収基準などの情報を公開しなかった。

(4) 認証の過程に対して詳細な記録をして書類として保存しなかった。

(5) 認証証書を適時に認証依頼人に出さなかった。

認証と関連する検査機関、実験室が認証と関連する検査、検定の過程に対して詳細に記録して書類として保存しなかった場合は、前項の規定に従って処罰する。

第 62 条 認証機関が虚偽の認証結論を出し、または出した認証結論が事実と著しく合わない場合は、認可書類を撤回し、且つそれを公表する。直接的な主管人員と直接的な責任をもつ認証人員に対しては、その認証資格を取り消す。犯罪に至った場合は、法によりその刑事責任を追究する。損害が出た場合は、認証機関がそれに相応しい弁償の責任を負う。

指定認証機関に前款所定の違法行為がある場合は、同時に指定を取り消す。

第 63 条 認証人員が認証活動に従事するにあたり、認証機関でなく、または同時に 2 以上の認証機関で認証活動を行った場合、責任をもってそれを是正させて、6 ヶ月以上 2 年以下の業務停止の処罰を与える。それでもなお是正しない場合、その業務従事の資格を取り消す。

第 64 条 認証機関及び認証と関連する検査機関、実験室が指定を受けずに、目録記載

の製品の認証、及び認証と関連する検査、検定の活動に従事した場合、責任をもってそれを是正させて、10万元以上50万元以下の罰金を課する。違法所得があった場合、違法所得を没収する。

指定なしに認証機関が目録に書き入れられた製品の認証活動に従事した場合、認可書類を取り消し、且つそれを公表する。

第65条 指定認証機関、検査機関、実験室が指定の業務範囲を超えて、目録記載の製品の認証及び認証と関連する検査、検査活動に従事した場合、責任をもってそれを是正させて、10万元以上50万元以下の罰金を課する。違法所得がある場合、違法所得を没収する。情状が重い場合は、指定を取り消し、更には認可書類を取り消し、且つそれを公表する。

指定認証機関が指定認証業務を譲渡した場合、前項の規定に従って処罰する。

第66条 認証機関、検査機関、実験室が海外の認可機関の認可を受けたが、国务院認証・認可監督管理部門に報告して記録に書き留めなかった場合は、警告を与え、且つそれを公表する。

第67条 目録記載の製品を認証を得ずに勝手に出荷、販売、輸入またはその他の経営活動に使用した場合は、責任をもってそれを是正させ、5万元以上20万元以下の罰金を課する。違法所得があった場合は、違法所得を没収する。

第68条 認可機関に次の1項がある場合は、責任をもってそれを是正させる。情状が重い場合は、主要責任者とその他の責任者に対して、免職するか解任する。

(1) 認可条件と一致しない機関と人員を認可した。

(2) 認可を受けた機関と人員に認可条件と一致しない条件があることを発見したが、認可証書を速やかに撤回してそれを公表しなかった。

(3) 認可活動の客観性と公正性に影響を及ぼす可能性がある経済的援助を受けた。

免職または解任された認可機関の主要責任者とその他の責任者は、免職または解任された日から5年以内には認可活動に従事してはならない。

第69条 認可機関に次の1項がある場合は、責任をもってそれを是正させる。主要責任者とその他の責任者に対しては警告を与える。

(1) 認可の申請を受理するにあたり、認可活動と関係のない、または制限条件を申請人に要求した。

(2) 発表した時間内に認可活動を完了せず、または認可条件、認可手順、料金徴収基準を公開しなかった。

(3) 認可を受けた機関が認可証書と認可標識を不当に使用したことを発見したが、その使用を適時に中止せず、または認可証書を撤回してそれを公表しなかった。

(4) 認可の過程に対して詳細な記録を書類として保存しなかった。

第70条 国务院認証認可監督管理部門、地方認証監督管理部門とそのスタッフに職権乱用、汚職、不正行為があり、次の1項に該当した場合は、直接的に責任をもつ主管人員とその他の直接責任者に対して、法により職階を下げるか免職するか行政処分を与える。犯罪に至った場合は、法により刑事責任を追及する。

- (1) 本条例所定の条件と手順に照らさずに認可と指定を実施した。
- (2) 認証機関が本条例所定の認可または指定条件と一致しないことを発見したが、認可書類または指定を取り消さなかった。
- (3) 指定検査機関、実験室が本条例所定の指定条件と再度一致しないことを発見したが、指定を取り消さなかった。
- (4) 認証機関及び認証と関連する検査機関、実験室が虚偽認証を出し、及び認証と関連する検査、検定の結論または出した認証及び認証と関連する検査、検定の結論が事実と著しく合わないことを発見したが、それを処分しなかった。
- (5) 本条例所定のその他の認証認可の違法行為を発見したが、それを処分しなかった。

第71条 認証標識または認証証書を偽造し、偽って使用し、売買した場合は、「中華人民共和国製品品質法」など法律の定めによりそれを処分する。

第72条 本条例が定めた行政処罰は、国務院認証認可監督管理部門またはその権限を受けた地方認証認可監督管理部門が各自の職責により実施する。法律、その他の行政規定がある場合は、法律、その他の行政規定に照らして執行する。

第73条 認証スタッフが認証従事の資格を取り消された日から5年以内には、認可機関はその登録再申請を受理しない。

第74条 認証機関がその認証した製品に対して有効な追跡調査をせず、またはその認証した製品が認証の要件を持続的に適合させていけないことを認識したが、適時にその認証証書の使用中止または撤回しなかったために消費者に損害をもたらした場合は、生産者、販売者と共に連帯責任を負う。

## 第7章 付則

第75条 薬品の生産経営企業の品質管理規範認証、実験動物品質合格認証、軍事工業製品の認証、及び軍事工業製品の標準に照らして検査・検定をする実験室及びその人員の認可には、本条例を適用しない。

本条例により許可を受けた認証機関が鉱山、危険化学品、花火爆竹の生産経営部門の管理システムに対して認証をする場合、国務院安全生産監督管理部門は安全生産の特殊要件を考慮の上実施する。鉱山、危険化学品、花火爆竹の生産経営部門の安全生産総合評価認証機関は、国務院安全生産監督管理部門の推薦を得てはじめて、認証機関の認可を取得することができる。

第76条 認証認可の料金徴収は、国家の関連価格法律、行政規定と一致しなければならない。

第77条 認証教育研修機関、認証技術指導機関の管理方法は、国務院認証認可監督管理部門により制定する。

第78条 本条例は2003年11月1日から施行する。1991年5月7日国務院が發布した「中華人民共和国製品品質認証管理条例」は同時に廃止とする。